

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2019年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 外国ポートフォリオ投資家による債券投資の自主保有ルート

インド準備銀行(The Reserve Bank of India: 以下「RBI」)は、2019年3月1日付通達により、自主保有ルート(Voluntary Retention Route: 以下「VRR」)に関するガイドラインを発表した<sup>1</sup>。VRRのもとでの投資の制限は、外国ポートフォリオ投資家(Foreign portfolio investments: 以下「FPI」)による債券への投資に係る既存の制限に追加されるものである。加えて、VRRのもとで行われる投資は、残存期間の条件、集中度の上限、単一及び集団投資家に関する制限等、FPIに現在適用される債券投資の規制要件の対象にならない。

VRRの枠組みの主な概要は、以下のとおりである。

対象投資家	■ インド証券取引委員会(Securities Exchange Board of India: 以下「SEBI」)に登録されている全てのFPI
対象証券	■ 中央政府証券、短期国債、社債等 FPIによる投資が認められる債券 ■ FPIはまた、レポ取引の借入れ及び貸付け金額が VRRのもとでの投資の10%を超えないことを条件に、レポ取引及びリバースレポ取引を行うことができる
最低保有期間	■ 割当日から3年間又は割当ごとに RBIが定める期間 ■ FPIは、契約条件に基づき、保有期間内において投資対象を他の FPIに売却することができる
投資制限及び投資形態	■ 国債の上限額は、4,000億インドルピー ■ 社債の上限額は、3,500億インドルピー ■ RBIは、オークションメカニズムを通じた投資配分、FPIへの投資配分後の投資実施に係るタイムライン、金利・通貨リスクのヘッジ等、VRRのもとでの投資メカニズムを規定している
運用面	■ VRRのもとでの投資用の別途銀行口座、FPIが VRRや本国への送金の条件に準じていることを保証するカストディアンによる適切な文書化等

#### 2. FPIによる債券投資の概要

SEBIとRBIは、2018年6月15日付のそれぞれの通達<sup>2</sup>により、いかなるFPIも、ある企業一社(関連会社<sup>3</sup>を含む)の債券への投資が当該FPIの社債ポートフォリオの20%を超えてはならないとした。しかし、幅広い投資家によるインドの社債市場へのアクセスを可能にするため、RBIは2019年2月15日付通達<sup>4</sup>により、FPIによる投資に係

1 2019年3月1日付通達第21号、RBI/2018-19/135 A.P.(DIR Series)

2 SEBI通達第CIR/IMD/CIR/P/2018/101号及びRBI通達A.P.(DIR Series)通達第31号(いずれも2018年6月15日付)

3 「関連会社」とは、2013年会社法の関連条項にて記載のある会社を指す

4 2019年2月25日付A.P.(DIR Series)通達第19号

る上記の制限を直ちに撤回した。SEBI は、2019 年 3 月 12 日付通達<sup>5)</sup>により、2018 年 6 月 15 日付通達が直ちに撤回されたことを明確にした。

上記通達により、FPI は、ある企業一社の債券への投資につき、当該 FPI の社債ポートフォリオの 20%を超えて保有することができるようになった。

### 3. ロイヤルティー: 独立価格比準法としての業界の平均値

所得税上訴裁判所(チェンナイ裁判所)は、ロイヤルティーの支払に関する判決<sup>6)</sup>を最近公表した。同裁判所は、納税者が支払ったロイヤルティー料が、業界平均のロイヤルティー料よりも低いことから、取引は独立企業間価格で締結されたものであるとの判決を下し、それ故、全てのロイヤルティー調整を排除した。

特筆すべき点として、ロイヤルティーの支払に関するこれまでの判決の大半は、以下の原則のいずれかに着目していた。

- ロイヤルティーを支払った後の上訴人の営業利益が他の比較対象会社よりも大きい場合、取引単位営業利益法における集約アプローチを認める
- RBI が定めるロイヤルティー料率である 5%及び 8%を独立企業間価格として採用する
- ロイヤルティーの支払に関して、外国為替管理法のガイドラインに記載のある承認方法を検討する

本判決は、自動車業界において広く用いられている、独立機関による 35 件のライセンスの検証に基づいて算出された平均値が、ロイヤルティー取引のベンチマーク上の独立企業間価格とみなされるという、全く異なる前提に基づいている点において、重要であるといえる。

インドの税務当局が、国外のデータベースである RoyaltyStat を活用したロイヤルティー料率に対する個別のベンチマークを認めたがらないことを鑑みると、ロイヤルティー料率のベンチマークのために公開情報から独立価格比準法として平均値を採用することは、同裁判所による歓迎すべきアプローチである。また、本件は、ロイヤルティー支払に関して同様の課題に直面する他の自動車会社の前例となるであろう。

### 4. 国外での資産に関する虚偽の税申告及び偽誓は起訴の対象となり得る

ある個人納税者は、国外での収入や投資を申告することなく所得税申告を行っていた。税務当局が「自動的情報交換」に基づき、英領ヴァージン諸島及びシンガポールの監督当局から受領した文書によると、本納税者は、英領ヴァージン諸島に所在する会社の取締役かつ株主、また、正式代表者であり、シンガポールの銀行口座の真の受益者であった。

税務当局は、本納税者が起訴の対象となる 2 つの罪を犯したと主張した。

- 第 1 に、本納税者が故意の試みにより脱税したこと<sup>7)</sup>
- 第 2 に、本納税者が所得税申告において虚偽の申告をし、偽誓を行ったこと<sup>8)</sup>

インドの裁判所は、本納税者が故意の試みにより脱税したとの起訴については取り下げたが<sup>9)</sup>、入手可能な記録に基づき、虚偽の税申告及び偽誓に対する主張に関しては、根拠がないとはいえないとの判決を下した。同裁判所はまた、本納税者による故意に係る弁論については、裁判後に初めて判断されるものであり、本納税者を起訴する段階では判断ができないことを明確にした。したがって、同裁判所は、本納税者に対する虚偽の税申告に係る起訴取下げを無効にすることを指示した。

インドは複数国と「自動的情報交換」に関する協定に署名しているため、税務当局は、インド居住者が行う投資や稼得する収入に関する情報や文書を容易に入手できる。本判決は、納税者に対し、国外での収入や投資の非開示又は不十分若しくは不正確な開示は起訴手続につながる可能性があることを注意喚起するものである。したがって、納税者は、税務申告における開示に係る法的要件の遵守に注意を払う必要がある。

### 5. 手当は本質的に支払われるべきもので、積立金のために考慮される必要があるとの最高裁の判決<sup>10)</sup>

1952 年従業員積立基金及び雑則法により、雇用主は、従業員によるマッチング拠出に加えて、基本給、物価調整手当、及び残留手当の 12%を掛金として支払うことが義務付けられている。

5 IMD/FPIC/CIR/P/2019/37

6 Hyundai Motor India Limited の事案(HMIL、納税者、及び会社)

7 1961 年所得税法第 276C 節

8 1961 年所得税法第 277 節

9 銀行預金勘定での仕訳は単なる逆仕訳に過ぎず、収入ではないため

10 2011 年民事訴訟第 6221 号における 2019 年 2 月 28 日付最高裁の判決(RPFC II West Bengal 対 Vivekananda Vidyamandir 他)、2013 年第 3965-3966 号(Surya Roshni Ltd.対 EPF 他)、2013 年第 3969-3970 号(U-Flex Ltd.対 EPF 他)、2013 年第 3967-3968 号(Montage Enterprises Pvt. Ltd.対 EPF 他)、移転価格訴訟 2019 年第 19 号(Saint-Gobain Glass India Ltd.の経営層対 RPFC、EPFO)

本目的上、物価調整手当には食事手当(合わせて積立対象賃金と呼ばれる)が含まれる。基本給には、契約条件に従って従業員に現金で支払われた又は支払われるべき全ての報酬が含まれるが、住宅手当、時間外手当、賞与、歩合給、その他従業員に対して支払われるその他の手当は除く。物価調整手当は独立の内訳項目に含まれているため、基本給の定義から除外されたが、積立金は常に物価調整手当に対して支払われている。

従業員に支払われる「その他の手当」は基本給の定義から明確に除外されていることを踏まえると、業界全般は、積立金の計算上、賃金構成要素は何か、又は本計算上企業が支払う手当が控除されるのか、という課題に対応している。インド国内の従業員に関しては、積立対象賃金には法で定める上限があり、この上限は現在月 15,000 インドルピーである。しかし、「外国労働者」に分類される外国人に関しては、本上限は適用されない。

最高裁に提起された疑義は、旅費手当、医療手当、食事手当、役職手当、特別手当等の本件手当が、積立金の月額掛金を決定するに当たり従業員積立基金並びに雑則法第 2 節 (b) (ii) 及び第 6 節において定義される「基本給」に含まれるか否かという点である。

最高裁は、賃金構造や給与体系は事実に基づいて当局により検討されており、本件手当は実質的に、積立金の掛金の支払を回避するために手当の一部として偽装された基本給の一部であるとの結論に達したと述べた。最高裁の判決は、基本給が月 15,000 インドルピー未満の従業員に対する企業の積立金の掛金増加を保証するものである。加えて、「外国労働者」として扱われる外国人に関しては、月 15,000 インドルピーという賃金の上限が適用されないため、積立金の掛金が増加する。積立対象賃金の構成要素に関する最高裁の判決を踏まえると、企業は、上記の従業員区分に関して採用している制度を見直し、今後の方針を決定することが推奨される。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001